

## オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和7年11月14日

支出負担行為担当官

広島高等検察庁検事長 浦田 啓一

下記のとおり、オープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

### 1 調達ポータル・電子調達システムの利用

本調達は、「調達ポータル・電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した見積書の提出及び見積合わせにより実施するものとする。

ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

### 2 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名等 ディスプレイ購入契約
- (2) 納入期限 令和7年12月24日(水)
- (3) 納入場所 交付する仕様書のとおり
- (4) 仕様等 交付する仕様書のとおり

### 3 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者

イ 広島高等検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

#### 4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番31号

担当：広島高等検察庁事務局会計課用度係 土屋

電話：082-221-2607

E-mail: ppo28-kaikei.u8b@i.kensatsu.go.jp

#### 5 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、仕様書の交付期間及び交付場所

##### (1) 交付期間

令和7年11月14日（金）から同年12月1日（月）まで（土・日、祝祭日を除く。）の9時から17時まで。

##### (2) 交付場所

上記4の場所又は調達ポータルにおいて交付する。

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合には、上記4の問合せ先に電話にて連絡すること。

#### 6 事前提出書類について

##### (1) 事前提出書類

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し又は随意契約登録申請書等

イ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿添付）

誓約書の日付は、作成日付を記載すること。

##### (2) 提出期限

令和7年12月2日（火） 17時

##### (3) 提出場所

ア 持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合には、上記4の住所又は

メールアドレス宛て提出すること（メールによる提出の場合は、提出後、担当者に受信確認を行うこと）。

イ 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続に従って提出すること。

## 7 見積書の提出期限及び提出場所

### (1) 提出期限

令和7年12月2日（火） 17時

### (2) 提出場所

6(3)と同じ

## 8 見積合わせの日時

令和7年12月3日（水） 9時30分

見積合わせは非公開で実施する。

## 9 見積書に記載する見積価格

### (1) 紙で提出する場合

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

### (2) 電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を入力すること。

また、見積内訳書（様式は任意。）を必ず添付すること。

## 10 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

## 11 契約保証金の納付

免除

## 12 契約書又は請書の作成の要否

不要

## 13 その他

詳細は、広島高等検察庁オープンカウンター方式実施要領（物品、役務等の調達）による。